

修景基準個別解説

敷地割

修景基準

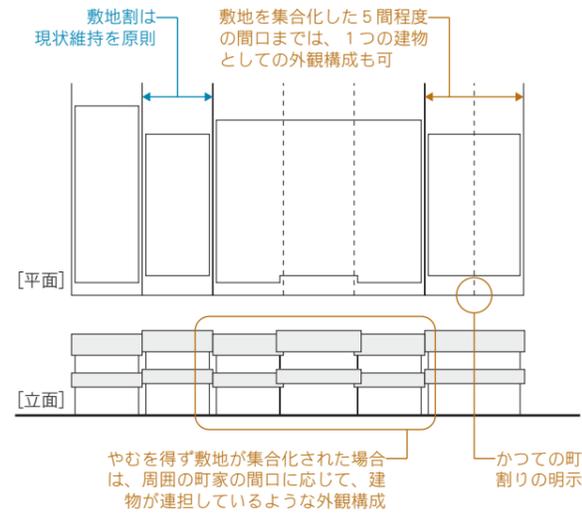
- ・現状維持を原則とする。

修景基準細則

- ・やむを得ず敷地が集合化された場合は、周囲の町家の間口に応じて、建物が連担しているような外観構成とする。ただし、敷地を集合化した5間程度の間口までは、1つの建物としての外観構成を可とし、その場合はかつての町割りでの明示を行うこと。

参考-出石城下町の敷地割 (写真: 材木)

近世の特徴を明確に受け継ぐ、2間~2間半の間口を基調とする町並み。



階数 高さ

修景基準

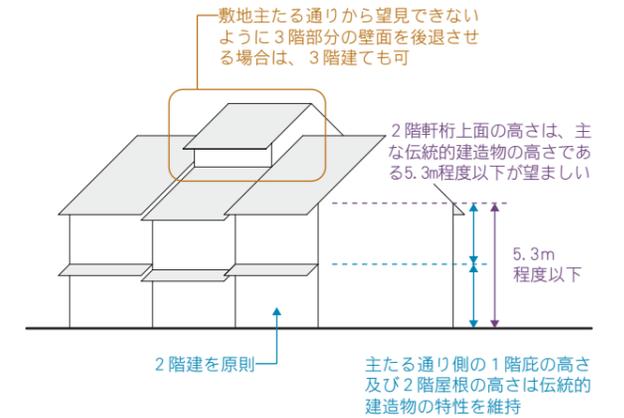
- ・2階建を原則とする。
- ・主たる通り側の1階庇の高さ及び2階屋根の高さは伝統的建造物の特性を維持したものとする。

修景基準細則

- ・主たる通りから望見できないように3階部分の壁面を後退させる場合は、3階建てでも可とする。ただし、3階部分は補助対象外とする。

誘導細則

- ・2階軒桁上面の高さは、主な伝統的建造物の高さである5.3m程度以下が望ましい。



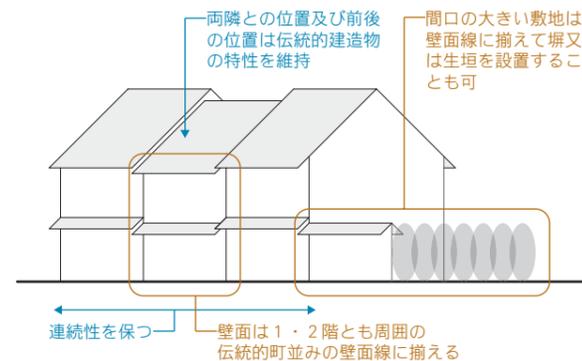
位置

修景基準

- ・両隣との位置及び前後の位置は、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つ。

修景基準細則

- ・間口の大きい敷地については、塀又は生垣を壁面線に揃えて調和を図ることも可とする。
- ・壁面は、1階、2階とも周囲の伝統的町並みの壁面線に揃えて調和を図る。



参考-大鍛冶の細間

壁面線や軒先のラインが連続することで、調和のとれた町並みが形成されます。



屋根

修景基準

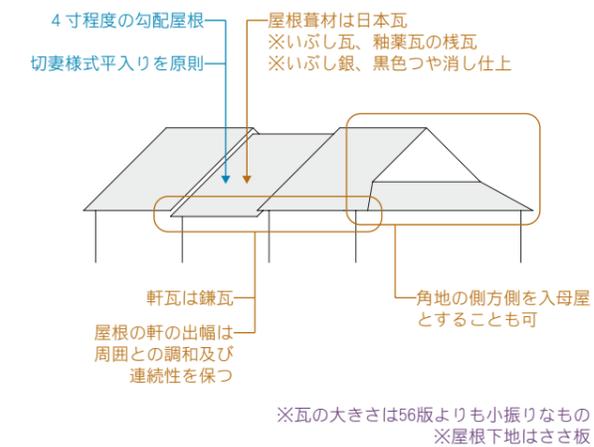
- ・勾配屋根とする。勾配は4寸程度とし、周囲の伝統的建造物にあわせる。
- ・原則として切妻様式平入りとする。
- ・屋根材料は、伝統的建造物の特性を維持したものとする。

修景基準細則

- ・角地にあつては、側方側を入母屋とすることも可とする。
- ・屋根の軒の出幅は、伝統的町並みとして周囲との調和及び連続性を保つものとする。
- ・屋根葺材は日本瓦 (いぶし瓦、釉薬瓦の棧瓦、いぶし銀、黒色つや消し等の仕上げのもの) 葺きとする。
- ・軒瓦は鎌瓦とする。

誘導細則

- ・瓦の大きさは、56版よりも小振りなものが望ましい。
- ・屋根下地は、ささ板とすることが望ましい。

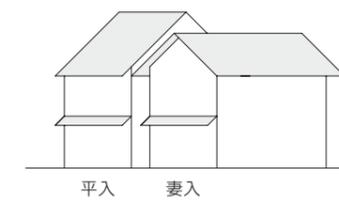
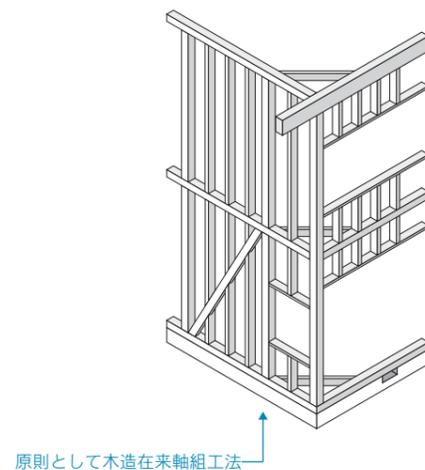


※瓦の大きさは56版よりも小振りなもの
※屋根下地はささ板

構造

修景基準

- ・原則として、木造在来軸組工法とする。ただし、規模や用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、本伝建地区内に存在し類似する建造物の意匠を踏まえるなど、伝統的町並み景観と調和するものとする。



参考-平入と妻入

屋根の棟に対して直角方向を妻側、並行方向を平側といい、出入口の位置で平入、妻入と呼び分けます。出石城下町は「平入」の町家により構成されます。



参考-角地の入母屋町家
切妻屋根を基調とする出石城下町の町家ですが、町の辻に立地するものの中には、片側を入母屋とした例も見られます。



参考-いぶし瓦と釉薬瓦

かつては地域で焼かれた黒瓦と呼ばれるいぶし瓦が使われていました。近年では凍害の問題もあり、銀黒色の釉薬瓦の使用がよく見られます。



参考-鎌瓦

近年の改修で万十瓦に置き替えられたケースもよく見られますが、かつての軒先は鎌瓦が主流でした。また、瓦の大きさも現在流通するJIS規格よりも小振りなものでした。